

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
<p>ブランチ神戸学園都市における「予約図書受取コーナー」業務委託</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸</p>	<p>2,884,200</p>	<p>当該団体は、既にブランチ神戸学園都市において、所有者である大和リース株式会社と協働で地域交流拠点を運営しており、当地で効率的、安定的な運営を期待できる唯一の団体であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	<p>文化スポーツ局中央図書館総務課 （TEL: 078-371-3301）</p>
<p>神戸市勤労会館の窓口運営業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>（公財）神戸いきいき勤労財団</p>	<p>8,664,647</p>	<p>同財団は、これまで長年にわたり勤労会館の指定管理者として、館の運営を行っており十分な実績があり、同館の設備や館内の状況を熟知している。また、令和4～6月の3カ月間という期間のみ、同業務を実施できる業者を確保することも難しいことから、安定的にこの業務を実施できるのが同財団以外にないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 （TEL: 078-322-6490）</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>女子サッカー振興事業</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>アイナックフットボールクラブ株式会社</p>	<p>7,800,000</p>	<p>アイナックフットボールクラブ株式会社は、市民球団「INAC神戸レオネッサ」の運営会社であることから、 1. WEリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 2. WEリーグで活躍する選手が多数在籍しており、女子サッカー選手を活用したサッカークリニックや学校訪問事業により子ども達に夢を与える事業を展開できる。 以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (TEL: 078-322-5309)</p>
<p>市民スポーツ振興事業 (ヴィッセル神戸)</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>楽天ヴィッセル神戸株式会社</p>	<p>150,000,000</p>	<p>楽天ヴィッセル神戸株式会社は、市民球団「ヴィッセル神戸」の運営会社であることから、 1. 多数の公認指導者等が在籍しており、これらの専門家を活用したサッカークリニックや市民講座を実施できる。 2. Jリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 3. クラブに所属するプロ選手の学校への派遣により、子ども達に夢を与える事業を展開できる。また、地域イベントへのマスコットキャラクター等の派遣を通じて、地域活性化に資することも出来る。 以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (TEL: 078-322-5309)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>いぶきの森球技場一般開放及び施設管理・運営業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>楽天ヴィッセル神戸株式会社</p>	<p>10,872,360</p>	<p>1. 「いぶきの森球技場」については、市民球団「ヴィッセル神戸」の練習場として利用するため、楽天ヴィッセル神戸㈱と市は賃貸借契約を締結し、同社に貸し出している。 2. 球技場の一般利用はヴィッセル神戸の練習やその他の事業との利用調整が必要なことから球技場の利用状況についてリアルタイムで管理できる同社のみが、一般利用受付及び利用調整を実施できる。また、ハード面についても、同社が通常実施する管理・運営と併せて行うことで、より効率的・経済的に実施することができる。 3. このほか、同社は市民球団「ヴィッセル神戸」の運営事業者であることからチームを活用した事業の実施を決定できる唯一の団体である。 以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (TEL: 078-322-5309)</p>
<p>ラグビーワールドカップレガシープロジェクト</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>兵庫県ラグビーフットボール協会</p>	<p>3,544,090</p>	<p>兵庫県ラグビーフットボール協会は、日本ラグビーフットボール協会参加の地域協会として、兵庫県下のスポーツ振興、ラグビーの普及・振興に資する活動を積極的に行っている。リーグワンのほか、セブンズや女子ラグビー、タグラグビーなど様々なカテゴリーの普及啓発事業や大会運営を実施している主体であり、県下のラグビースクールや学校、社会人ラグビーチームといった関係機関と連携・協力し、競技者、普及育成、ラグビーの強化など、発展に取り組んでいる。 また、同協会は、ラグビーワールドカップ2019神戸開催にあたっては大会前から本市と連携して普及啓発活動を行ってきた実績を有し、令和3年度の委託実績も良好で、成果をあげていることから、大会後のさらなる普及啓発活動を推進できるのは、上記経験やネットワークをもつ兵庫県ラグビーフットボール協会以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (TEL: 078-322-5309)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>設備管理総括業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>株式会社 アサヒ ファシリティズ 神戸支店</p>	<p>29,600,000</p>	<p>令和2年度に、熟練した設備管理能力を持ったもの。設備の維持管理の観点から3年間の更新を条件として、委託先候補事業者5社と見積合せを行い、長期継続契約を前提とし、当該事業者に決定した。今年度で3年目となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局博物館 (TEL: 078-391-0035)</p>
<p>神戸市立博物館画像提供業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>株式会社DNP アートコミュニケーションズ</p>	<p>2,800,000</p>	<p>委託先は、博物館が所有する資料に関する専門的知識を有し、それらを記録した画像を利用しようとする第三者からの問い合わせ、申し込みに対して博物館資料、画像の特性を把握した上で業務を遂行することが求められる。本業務は平成26年度下半期より平成31年度まで、公募型プロポーザル方式による委託を毎年度実施したが、企画提案書を提出し、本業務を受託した者は上記1社の状況が続いた。上記業者は東京国立博物館や福岡市博物館、ルーヴル美術館など国内外の主要博物館の同業務を受託しており、相乗効果による利用料徴収も見込まれる。上記業者と契約しなければ、適切な業務遂行と安定した利用料収入を達成することは困難である。以上のことから、上記業者を委託候補先に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局博物館 (TEL: 078-391-0035)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸市立博物館インフォメーション業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>日東カストディアル・サービス株式会社神戸支店</p>	<p>8,525,000</p>	<p>1年間の契約の場合、業者の決定ごとに研修が必要となり、業務に完熟したころの変更となるため、2年以上の長期継続契約を締結することにより、研修時間の短縮及び業務内容の向上が期待できる。 当該契約は、上記の理由より、令和3年10月1日に6社に対し、履行状況が良好で歳入歳出の予算措置がなされた場合、令和4年2月から令和5年9月末日までの長期継続契約を前提としたうえで、令和4年2月4日から令和4年9月末日までの期間について見積合せを実施し、最も安価な金額を提示した当該事業者と契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局博物館 (TEL: 078-391-0035)</p>
<p>小磯記念美術館設備総括管理業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>(一財) 神戸すまいまちづくり公社</p>	<p>14,575,000</p>	<p>美術館運営に必要な不可欠なメンテナンス業務一式を専門的知識及び技能を有する業者に一元的に委託する必要がある、設備管理人員確保の観点から3年間継続して委託することを前提に見積合せを行い今年度が3年目にあたるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局博物館小磯記念美術館 (TEL: 078-857-5880)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸ゆかりの美術館管理等委託業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体 代表団体株式会社神戸新聞地域創造</p>	<p>31,747,000</p>	<p>神戸ゆかりの美術館は、ファッション美術館のフロアの一部を転用したため、エントランス、来館者用トイレなどが共用であり、光熱水費の使用、空調・電話設備、監視システムなどが分離できない。そのため清掃、警備・電話保守、共用設備・機械の管理補修、建築物設備点検などはファッション美術館と一体で行う必要がある。これらのことから、ファッション美術館の指定管理者である神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体の代表団体である(株)神戸新聞地域創造と委託契約を締結している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館 (TEL: 078-858-1520)</p>
<p>神戸市勤労会館設備総括管理業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>株式会社三木美研舎</p>	<p>7,530,646</p>	<p>本業務は4 か月間の短期間で、熟練した常駐の管理者4~5名・常駐の清掃員4~5名を確保することは困難であり、本業務を受託できるのは、長年勤労会館の管理運営を受託しており、成績も良好である株式会社三木美研舎しかない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-6490)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>中央区文化センター開館準備業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>(公財) 神戸市民文化振興財団</p>	<p>5,000,000</p>	<p>本業務は、中央区文化センターの供用開始前の施設の維持管理や供用開始後の貸館事業の実施支援等を目的としているため、実際の管理・運営を想定した開館準備を行うことが不可欠である。したがって、開館準備業務を担う事業者は、中央区文化センターの指定管理者と同一であることが必要である。以上の理由から、委託先は中央区文化センターの指定管理者である左記事業者が最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-6490)</p>
<p>西神中央ホール開館準備委託業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>株式会社シアターワークショップ</p>	<p>49,778,488</p>	<p>本業務は西神中央ホールの供用開始後に使用される備品の購入等の準備業務や貸館事業の実施支援等を目的としているため、実際の管理・運営を想定した開館準備を行うことが不可欠である。従って、開館準備業務を担う事業者は、西神中央ホールの管理運営事業者と同一であることが必要である。以上の理由から、委託先は西神中央ホールの運営事業者である上記事業者が最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-6495)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>史跡五色塚古墳他管理業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>特定非営利活動法人 輝かすみが丘</p>	<p>7,884,000</p>	<p>五色塚古墳は神戸を代表する貴重な歴史遺産として、適切に管理・運営を行う必要がある。これには文化庁の報告書にもあるように、地域と行政が連携して継続的に協働実施されることが望ましいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化財課 (TEL: 078-322-5798)</p>
<p>新・神戸文化ホール設計支援等業務</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>公益財団法人可児市文化芸術振興財団</p>	<p>757,500</p>	<p>今回、本市が求める舞台芸術にかかる技術的な助言は、各都市のホールの運営している団体や業者などのうち、現場の第一線で業務をこなしている優秀な人材であること、かつ、会議への参画など、普段の業務をこなしつつ、ご協力をいただける人材が当該団体でしか確保できなかったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-6490)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸アートブリッジセンターリニューアル整備工事 設計・施工業務</p>	<p>令和4年4月26日</p>	<p>タト・村上共同事業体</p>	<p>161,425,000</p>	<p>専門的な技術を必要とする業務のため、プロポーザルにより委託先を選定するものであり、選定された事業者と契約しなければ目的を達することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-6453)</p>
<p>中央区文化センター開館準備業務(その2)</p>	<p>令和4年4月26日</p>	<p>公益財団法人神戸市民文化振興財団</p>	<p>11,000,000</p>	<p>中央区文化センターの開館に向けた業務であり、指定管理者として選定されている公益財団法人神戸市民文化振興財団に委託することが適当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-6490)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>中央体育館他受変電設備更新工事業務</p>	<p>令和4年5月27日</p>	<p>一般財団法人 神戸住環境整備公社</p>	<p>9,831,910</p>	<p>公共控除の品質確保の促進に関する法律第21条第1項に基づいて公共工事の発注業務を後世に行うことができる者として選定されて行うもので、かつ、令和4年4月1日付神建住第29号「令和4年度神戸市営繕業務執行へのご協力について（依頼）」を契約者が受けて行うものであるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 （TEL: 078-322-5027）</p>
<p>神戸市立図書館座席管理システム改修・運用保守業務</p>	<p>令和4年6月10日</p>	<p>株式会社タック・ポート</p>	<p>10,978,000</p>	<p>座席管理システムは令和2年度の公募型プロポーザルにより構築事業者が選定され、令和3年4月から運用保守がなされている。本業務は、同システムの改修と運用保守業務であり、本業務を遂行するためには、同システムのプログラム仕様や設定情報に係る知識のほか運用ノウハウが不可欠であり、委託予定先はこれらを有する唯一の業者である。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	<p>文化スポーツ局中央図書館総務課 （TEL: 078-371-3351）</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸市における修正会の鬼の芸能（鬼追、追儼式、鬼踊）に関する基礎的研究業務</p>	<p>令和4年7月1日</p>	<p>園田学園女子大学 園田学園女子大学短期大学部</p>	<p>2,587,000</p>	<p>特定の知見を有する大学（研究者）と契約しなければ、研究成果が達成できない。したがって、競争入札に適さないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	<p>文化スポーツ局文化財課 （TEL: 078-322-5798）</p>
<p>旧生田文化会館の施設管理業務</p>	<p>令和4年7月27日</p>	<p>関電ファシリテーズ株式会社</p>	<p>5,844,080</p>	<p>上記事業者は、これまで生田文化会館の施設管理業務を指定管理者との契約のもとで行っており、これまでの現場の状況等をよく把握しており、指定管理者のもとで、年間保全計画も作成している。また、8 か月間という短期間で、熟練した管理者と清掃員を確保することは困難であり、本業務を受託できるのは、長年生田文化会館の管理運営を受託しており、成績も良好である関電ファシリテーズ株式会社しかない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 （TEL: 078-322-6490）</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>神戸市立青少年科学館ARグラスを活用したコンテンツおよび機器の提供</p>	<p>令和4年8月8日</p>	<p>株式会社U</p>	<p>1,210,000</p>	<p>本業務は、コンテンツを科学館が保有し、継続的に展示として実施するのではなく、短期のイベントとして実施することから、すでに、コンテンツ及びARデバイスを保有しており。貸出が可能であること、および、次に挙げる内容が必須であると考ええる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル対応の観点から地元業者であり、高度な専門的知識や技術を持つこと。 ・すでに利用実績があり、子供から大人まで体験可能かつ興味を引くコンテンツであること。科学館で利用することにも、適している内容であること。 ・子供から大人まで利用が可能な安全なARグラスを保有していること。 ・単に貸出だけでなく、保守管理や運用サポートを適切に実施できる体制を整えていること。 <p>以上のような観点から、三宮のセンター街での利用実績があり、上記内容を満たしている当該事業者に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-6490)</p>
<p>新・神戸文化ホール整備にかかる設計支援・企画提案業務</p>	<p>令和4年9月1日</p>	<p>熊井 一記</p>	<p>2,250,000</p>	<p>特定の技術・知見を有する者と契約しなければ、契約の目的を達成できず、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-6490)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>新・神戸文化ホール整備にかか る設計支援業務</p>	<p>令和4年9月1日</p>	<p>公益財団法人神戸 市民文化振興財団</p>	<p>7,000,000</p>	<p>特定の技術・知見を有する者と契約しなければ、契約の目的を達成できず、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化交流課 (Tel: 078-322-6490)</p>
<p>神戸市立自然の家に係る事 業者選定アドバイザー業 務</p>	<p>令和4年9月6日</p>	<p>株式会社日本総合 研究所 大阪本社</p>	<p>8,360,000</p>	<p>令和3年度に自然の家あり方検討にかかる調査等業務を公募型プロポーザルによる選定の上で、当該事業者に委託した。 令和4年度の業務については、昨年度実施した事業者との対話内容や六甲山・摩耶山全体の事業を把握した上での業務実施、他自治体の事業者選定スキームも熟知していることが必須であることから、昨年度の事業者との対話内容についても十分に把握しており、経済観光局からも六甲山・摩耶山の活性化に関する委託業務を受けている、なおかつ他自治体でのアドバイザー業務の経験も豊富である当該事業者以外への委託では、業務品質の面で本市が著しく不利となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項6号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (Tel: 078-322-5803)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について

葺合文化センターの原状回復工事業務	令和4年9月19日	株式会社エバンジェリスタ	8,347,680	令和3年4月1日付神戸芸術センター定期建物賃貸借契約書の第18条第4項により、契約相手方が指定した業者だったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-6490)
-------------------	-----------	--------------	-----------	--	-------------------------------------